新温泉町告示第６８号

　　　新温泉町小学生町内温泉施設利用券交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、町内に住所を有する小学生に対して、町内全ての温泉施設で１ 回利用できる券（以下「利用券」という。）を交付することにより、温泉施設の 利用促進を図るとともに、小学生に対して社会見学と温泉の大切さを知る機会を 提供することを目的とする。

（利用対象児童）

第２条　利用券を利用できる対象者（以下「利用対象児童」という。）は、町内に住 所を有する小学５年生とする。

（交付申請対象者）

第３条　利用券の交付を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(１)　利用対象児童が通学する新温泉町立小学校の校長

(２)　町外の小学校に通学する利用対象児童の保護者

（交付申請）

第４条　利用券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新温泉町 小学生町内温泉施設利用券交付申請書（別記様式）を町長に提出しなければなら ない。

（利用券の交付）

第５条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、 利用券の交付を行うものとし、申請者は、交付を受けた利用券を、当該利用対象 児童に対して、速やかに配布するものとする。

２　前項の利用券の交付は、同一人につき１回限りとする。

３　申請者又は利用対象児童が、交付した利用券を紛失した場合は、利用券の再発 行は行わないものとする。

（利用資格の喪失）

第６条　申請者を通じて利用券の交付を受けた利用対象児童が、次の各号の一に該当 するときは、既に交付を受けた利用券の残数を、申請者を通じて町長に返還しなけ ればならない。

(１)　利用対象児童が町外に転出した場合

(２)　死亡したとき。

（利用施設及び利用期間）

第７条　利用施設は、町が指定した町内温泉施設とする。

２　利用券の有効期限は、交付を受けた日の属する年度の３月31日までとする。

（利用券の利用方法）

第８条　利用対象児童が、前条に規定する施設を利用するときは、当該施設に対して 利用券１枚を提出しなければならない。

２　利用券は、利用対象児童本人以外の者は使用することができない。

３　前２項に定めるもののほか、施設の利用については当該施設の定めるところによ るものとする。

（利用料金の精算方法）

第９条　利用券の使用に係る利用料金（以下「町負担利用料金」という。）は、町が 負担するものとし、利用施設の管理者は使用済みの利用券を添えて町負担利用料 金を町長に請求するものとする。

（利用券譲渡等の禁止）

第10条　申請者を通じて利用券の交付を受けた利用対象児童は、利用券を他人に譲渡 し、又は不正に使用してはならない。

（町負担利用料金の返還等）

第11条　町長は、偽りその他不正な行為により利用券を使用し、又は町負担利用料金 を受けた者があるときは、その者から町が支払った当該町負担利用料金の全額を 返還さ せることができる。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　 この告示は、令和４年７月１日から施行する。

（利用対象児童の特例）

２　 第２条に規定する利用対象児童については、令和４年度に限り、小学６年生を含むものとする。

別記様式（第４条関係）

新温泉町小学生町内温泉施設利用券交付申請書

年　　月　　日

新温泉町長　　様

住所

小学校名

学校長又は保護者氏名

新温泉町小学生町内温泉施設利用券交付要綱第４条の規定に基づき、利用券の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

　　　　　利用対象児童氏名

　　　※学校長が申請する場合は利用対象児童氏名欄に「別紙のとおり」と

記 載し、 利用対象児童の名簿を添付するものとする。

　　　※町外の小学校に通学する利用対象児童の保護者が申請する場合は、

在 学が確 認できる書類を添付するものとする。